## 協議第23号

## 農林水産関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

## 協議項目 22-14 農林水産関係事業の取扱い

- 1 農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想及び地域 農業マスタープランについては、新町において策定する。ただし、新計画等が 策定されるまでの間は、現計画等を新町に引き継ぎ運用する。
- 2 農畜産物加工実習施設及び農作物試験展示圃場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、農作物試験展示圃場の施設のあり方については、新町において調整する。
- 3 標準小作料については、新町において再編する。
- 4 農業後継者育成奨学金貸付事業については、合併時に廃止する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。
- 5 農業ゆとりみらい総合資金貸付事業については、合併時に再編する。
- 6 結婚祝金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。
- 7 酪農・肉用牛近代化計画及び飼料増産推進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
- 8 町村有牧場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、 施設のあり方については、統廃合を含め、新町において調整する。
- 9 農業農村整備事業管理計画については、新町において策定する。ただし、新 計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
- 10 森林整備計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
- 11 町村有林整備事業については、新町において再編する。
- 12 育苗センターについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

# 「協議第23号 農林水産関係事業の取扱い」資料

## 十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	22 - 14 農林水産関係事業の取扱い
	1 農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想及び地域農業マスタープランについては、新町におい
	て策定する。ただし、新計画等が策定されるまでの間は、現計画等を新町に引き継ぎ運用する。
	2 農畜産物加工実習施設及び農作物試験展示圃場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、農作物試
	験展示圃場の施設のあり方については、新町において調整する。
	3 標準小作料については、新町において再編する。
	4 農業後継者育成奨学金貸付事業については、合併時に廃止する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き
	継ぐものとする。
	5 農業ゆとりみらい総合資金貸付事業については、合併時に再編する。
	6 結婚祝金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。
調整の内容	7 酪農・肉用牛近代化計画及び飼料増産推進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの
	間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
	8 町村有牧場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、施設のあり方については、統廃合を含め、新
	町において調整する。
	9 農業農村整備事業管理計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町
	に引き継ぎ運用する。
	10 森林整備計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運
	用する。
	11 町村有林整備事業については、新町において再編する。
	12 育苗センターについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

区分		現況		調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	過差の共体的が合
農業振興地域整体計画	<ul><li>・地域指定 昭和45年10月</li><li>・策定年度 昭和46年度</li><li>・農業振興地域面積 32,719ha</li><li>うち農用地面積 18,846ha</li></ul>	<ul><li>・地域指定 昭和46年9月</li><li>・策定年度 昭和46年度</li><li>・農業振興地域面積 17,073ha</li><li>うち農用地面積 12,606ha</li></ul>	<ul><li>・地域指定 昭和48年3月</li><li>・策定年度 昭和48年度</li><li>・農業振興地域面積 9,385ha</li><li>うち農用地面積 4,388ha</li></ul>	新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。

区分	幕別町	更別村		調整の具体的内容
農業経営基盤強	・策定年度 平成 6 年度	・策定年度 平成6年度	・策定年度 平成6年度	新町において策定す
化の促進に関す	・構想内容	・構想内容	・構想内容	る。ただし、新構想が
る基本構想	農業経営基盤の強化の目標	農業経営基盤の強化の目標	農業経営基盤の強化の目標	策定されるまでの間
	効率的かつ安定的な農業経	効率的かつ安定的な農業経	効率的かつ安定的な農業経	は、現構想を新町に引
	営の指標	営の指標	営の指標	き継ぎ運用する。
	農用地の利用の集積の目標	農用地の利用の集積の目標	農用地の利用の集積の目標	
	農業経営基盤強化促進事業	農業経営基盤強化促進事業	農業経営基盤強化促進事業	
	農地保有合理化事業	農地保有合理化事業	農地保有合理化事業	
地域農業マスタ	・策定年度 平成12年度	・策定年度 平成12年度	・策定年度 平成12年度	新町において策定す
ープラン	・プラン内容	・プラン内容	・プラン内容	る。ただし、新プラン
5	経営・生産の総合的な振興	経営・生産の総合的な振興	経営・生産の総合的な振興	が策定されるまでの間
	効率的かつ安定的な農業経	効率的かつ安定的な農業経	効率的かつ安定的な農業経	は、現プランを新町に
	営の基本指標及び育成・確保	営の基本指標及び育成・確保	営の基本指標及び育成・確保	引き継ぎ運用する。
	方針	方針	方針	
	多様な担い手の育成・確保方	多様な担い手の育成・確保方	多様な担い手の育成・確保方	
	針	針	針	
	女性農業者の育成・参画推進	女性農業者の育成・参画推進	女性農業者の育成・参画推進	
	方針	方針	方針	
	高齢者対策推進方針	   高齢者対策推進方針	高齢者対策推進方針	
	新規就農対策推進方針	新規就農対策推進方針	新規就農対策推進方針	
	担い手への農用地の利用集	担い手への農用地の利用集	担い手への農用地の利用集	
	積方針	積方針	積方針	
	主要作物の生産振興方針	主要作物の生産振興方針	主要作物の生産振興方針	
	経営・生産体制として必要な	経営・生産体制として必要な	経営・生産体制として必要な	
	各種事業の導入方針	各種事業の導入方針	各種事業の導入方針	
	活動計画	活動計画	活動計画	
	/H±2/H1 ==	/H±//H1 🖂	/H±//H1 F3	

区分		現 況		調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	<b>門走の女体が行</b>
農畜産物加工実	【幕別ふるさと味覚工房】	【ふるさと館食品加工研修室】	該当なし	現行のとおり新町に
習施設	・設置年月	・設置年月		引き継ぐものとする。
	平成 7 年12月	平成9年9月	類似施設	
	・利用日及び時間	・利用日及び時間	忠類村農畜産物食品加工施設	
	火曜日・祝祭日・年末年始以外	月曜日・年末年始以外の日の	(忠類村農協所有)	
	の日の 9 時から17時	9 時から21時	・設置年月 平成3年11月	
		(ただし、土・日・祝祭日は17	・利用日及び時間	
		時まで)	日曜日・祝祭日以外の日の	
	・管理形態	・管理形態	8 時30分~18時	
	町直営(指導員 2名)	村直営(指導員 1名、	・管理形態	
2		ふるさと館職員)	忠類村農協の管理運営	
	・利用実績	・利用実績	・利用実績	
	1,233人(平成14年度)	1,117人(平成14年度)	504人(平成14年度)	

	区分		現 況	調整の具体的内容
		幕別町	更別村	<b>神走の女体の行行</b>
Î	農作物試験展示	·試験開始年度 平成5年度	・試験開始年度 平成元年度 該当なし	現行のとおり新町に
	圃場	・面積 67,937㎡	・面積 15,000㎡	引き継ぐものとする。
		・主な試験内容	・主な試験内容	ただし、施設のあり方
		薬剤比較試験	農業試験場からの委託試験	については、新町にお
		施肥試験	農協、普及センター等関係機	いて調整する。
		かん水試験	関の持ち寄り試験	
		栽培試験	緊急的課題解消試験	
		農協、普及センター等関係機		
		関の持ち寄り試験		
		・管理形態	・管理形態	
42		町直営(職員 2名)	農業経営・生産対策推進会議	
<sup>'`</sup> ا			が管理運営(職員 2名)	
ļ	1 <del></del>	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -		
	標準小作料	・標準額	・標準額・標準額	新町において再編す
		田 上 13,000円	畑 更別地区 7,100円 畑(村内一円) 上 6,100円	る。
		中 9,000円	勢雄地区 6,600円 中 4,700円	
		下 5,000円	上更別地区 6,100円 下 3,900円	
		畑	更南地区 5,600円	
		低台地区 上 11,000円		
		中 9,000円		
		下 6,000円		
		高台地区 上 9,000円		
		中 6,000円		
		下 4,000円		

Ī	区分				調整の具体的内容
		幕別町	更別村	忠類村	神経の具体的内容
Ĭ	農業後継者育成	該当なし	該当なし	・貸付対象	合併時に廃止する。
	奨学金貸付事業			修学に必要な資金	ただし、合併前に決定
				・貸付対象者	した貸付については、
				専門学校又は大学等に進学す	新町に引き継ぐものと
				る者	する。
				・貸付金 月額20,000円	
				・償還	
				貸付完了の翌月から8年以内	
				の半年賦償還	
				・貸付利率の無利子	
				・償還金の免除	
<u></u> 5				学校卒業後3年以内に農業従	
				事し下記に該当する場合	
				農業従事期間5年以上	
				貸付金額の2分の1免除	
				農業従事期間10年以上	
ļ	# 24 1 10 7 2	4 <del>2</del> / 1 2 1 42	** \// #>	貸付金額の全額を免除	立ての主光して
	農業ゆとりみら	・貸付対象	該当なし	該当なし	新町の事業として、
	い総合資金貸付	農業経営に必要な事業に係る			合併時に再編する。
	事業	資金(農業生産に必要な施設の			
		建設に要する経費など) ・貸付対象者 農業団体等			
		・負的対象者 展集団体等 ・貸付限度額 最大50,000千円			
		・償還期限 最大 15年			
		・貸付利率(平成14年度実績)			
		無利子~1.47%			
		ייין דיין רייוייע איייין אייייייע אייייייייייייייייייי			

区分	現 況			・調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	<b>前型の具体的内台</b>
結婚祝金	該当なし	【農業後継者結婚祝金事業】	該当なし	現行のとおり新町に
		・対象者		引き継ぐものとする。
	(財)幕別町農業振興公社がグ	村内に住所を有し、農業を営	定住化促進事業において、結婚	ただし、平成18年3月
	リーンパートナー対策事業に	む後継者で村内に従事して	祝金の制度あり	31日をもって廃止す
	おいて、農業後継者の結婚を祝	いる者	村民同士 10,000円	る。
	す事業を実施している。	村内で独立して農業を営み	いずれか新規村民	
	・新婚者の集い	又は営むこととなった者で、	20,000円	
	昼食を兼ねて、新婚者を激励	村内に住所を有し又は住所	なお、本事業は平成18年3月31	
	する集い	を有することとなった者	日で失効する。	
	・記念品の贈呈	・結婚祝金 50,000円		
	宿泊券(幕別温泉ホテル緑			
	館)			

区分	# DilmT		th *** + +	調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
酪農・肉用牛近	・策定年度 平成12年度	・策定年度 平成12年度	・策定年度 平成12年度	新町において策定す
代化計画	・計画期間 平成13年度	・計画期間 平成13年度	・計画期間 平成13年度	る。ただし、新計画が
	~ 平成22年度	~ 平成22年度	~平成22年度	策定されるまでの間
	・計画内容	・計画内容	・計画内容	は、現計画を新町に引
	生乳の生産数量、乳牛、肉用	生乳の生産数量、乳牛、肉用	生乳の生産数量、乳牛、肉用	き継ぎ運用する。
	牛の飼養頭数目標	牛の飼養頭数目標	牛の飼養頭数目標	
	酪農経営、肉用牛経営の改善	酪農経営、肉用牛経営の改善	酪農経営、肉用牛経営の改善	
	目標	目標	目標	
	乳牛、肉用牛の飼養規模拡大	乳牛、肉用牛の飼養規模拡大	乳牛、肉用牛の飼養規模拡大	
	の措置	の措置	の措置	
i	飼料自給率の向上の措置	飼料自給率の向上の措置	飼料自給率の向上の措置	
	生乳生産者の集乳施設整備、	生乳生産者の集乳施設整備、	生乳生産者の集乳施設整備、	
	集乳の合理化の措置又は肉	集乳の合理化の措置又は肉	集乳の合理化の措置又は肉	
	用牛の共同出荷、流通の合理	用牛の共同出荷、流通の合理	用牛の共同出荷、流通の合理	
	化の措置	化の措置	化の措置	
	酪農及び肉用牛生産の近代	酪農及び肉用牛生産の近代	酪農及び肉用牛生産の近代	
	化を図るために必要な事項	化を図るために必要な事項	化を図るために必要な事項	
飼料増産推進計	・策定年度 平成12年度	・策定年度 平成12年度	・策定年度 平成12年度	新町において策定す
画	・計画期間 平成13年度	・計画期間 平成13年度	・計画期間 平成13年度	る。ただし、新計画が
	~ 平成22年度	~ 平成22年度	~ 平成22年度	策定されるまでの間
	・計画内容	・計画内容	・計画内容	は、現計画を新町に引
	飼料自給率向上方策	飼料自給率向上方策	飼料自給率向上方策	き継ぎ運用する。
	飼料増産目標設定	飼料増産目標設定	飼料増産目標設定	
	飼料増産の推進方策	飼料増産の推進方策	飼料増産の推進方策	

区分	幕別町		忠類村	調整の具体的内容
町村有牧場	【幕別町育成牧場】	【更別村営牧場】	【忠類村営放牧利用施設】	現行のとおり新町に
	・地区数 1 地区	· 地区数 1 地区	<ul><li>・地区数 5 地区</li></ul>	引き継ぐものとする。
	・運営主体  町直営	・運営主体が直営	  ・運営主体 村直営	ただし、施設のあり方
	・牧場面積 397.6ha	・牧場面積 317.4ha	・牧場面積 812.0ha	については、統廃合を
	・草地面積 237.4ha	・草地面積 237.2ha	・草地面積 515.0ha	含め、新町において調
	・入牧可能頭数 650頭	・入牧可能頭数 750頭	・入牧可能頭数 1,000頭	整する。
	・入牧畜種 乳用牛、肉用牛、農	・入牧畜種 乳用牛、雌馬	・入牧畜種 乳用牛	
	用雌馬及びその仔			
	馬			
	・管理人 5 名配置	・管理人 6名配置	・管理人 9名配置	
農業農村整備	・策定年度 平成3年度	・策定年度 平成3年度	・策定年度 平成3年度	新町において策定す
事業管理計画	毎年度ローリング	毎年度ローリング	毎年度ローリング	る。ただし、新計画が
	・計画概要	・計画概要	・計画概要	策定されるまでの間
	農業農村整備事業が構造政策、	農業農村整備事業が構造政策、	農業農村整備事業が構造政策、	は、現計画を新町に引
	農村活性化施策など農業・農村	農村活性化施策など農業・農村	農村活性化施策など農業・農村	き継ぎ運用する。
	における各種施策を具体化し	における各種施策を具体化し	における各種施策を具体化し	
	誘導する中核的事業として、そ	誘導する中核的事業として、そ		
	の役割を担うための整備実行	の役割を担うための整備実行	の役割を担うための整備実行	
	計画	計画	計画	
	・対象事業	・対象事業	・対象事業	
	国営、道営、団体営等の各種土	国営、道営、団体営等の各種土	国営、道営、団体営等の各種土	
	地改良事業	地改良事業	地改良事業	

区分		現 況		調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	<b>神罡の共体的内</b>
森林整備計画	・策定年度 平成15年度	・策定年度 平成15年度	・策定年度 平成15年度	新町において策定す
	・計画期間 平成16年度	・計画期間 平成16年度	・計画期間 平成16年度	る。ただし、新計画が
	~ 平成25年度	~ 平成25年度	~ 平成25年度	策定されるまでの間
	・森林面積	・森林面積	・森林面積	は、現計画を新町に引
	町有林 1,195.20ha	村有林 1,227.60ha	村有林 1,125.36ha	き継ぎ運用する。
	私有林 7,048.80ha	私有林 1,072.08ha	私有林 2,083.32ha	
	道有林 331.00ha	計 2,299.68ha	道有林 3,561.00ha	
	計 8,575.00ha		計 6,769.68ha	
	・計画内容	・計画内容	・計画内容	
	森林整備の方向	森林整備の方向	森林整備の方向	
	森林施業の方法	森林施業の方法	森林施業の方法	
	森林施業の合理化	森林施業の合理化	森林施業の合理化	
	その他森林の整備及び保全	その他森林の整備及び保全	その他森林の整備及び保全	
	のために必要な事項	のために必要な事項	のために必要な事項	
町村有林整備事	・町有林面積 1,236.36ha	・村有林面積 1,227.60ha	・村有林面積 1,132.16ha	新町において再編す
業	(うち豊頃町内分41.16ha)		(うち大樹町内分6.80ha)	る。
	直営林 1,193.48ha	直営林 1,227.60ha	直営林 1,072.44ha	
	分収林 42.88ha		分収林 59.72ha	
	・施業方法	・施業方法	・施業方法	
	森林整備計画に基づき施業	森林整備計画に基づき施業	森林整備計画に基づき施業	
育苗センター	該当なし	該当なし	・面積 12.19ha	現行のとおり新町に
			・造林用苗木の生産	引き継ぐものとする。
			350,000本(年間)	
			・樹種 アカエゾマツ、トドマツ	
			・管理	
			忠類村森林組合に委託	

○農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)

#### (目的)

第1条 この法律は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが 必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進す るための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な 利用に寄与することを目的とする。

#### (農業振興地域の整備の原則)

第2条 この法律に基づく農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画の策定は、農業の健全な発展を図るため、土地の自然的条件、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来の見通し等を考慮し、かつ、国土資源の合理的な利用の見地からする土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の近代化のための必要な条件をそなえた農業地域を保全し及び形成すること並びに当該農業地域について農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進することを旨として行うものとする。

(市町村の定める農業振興地域整備計画)

- 第8条 都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある 市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地 域整備計画を定めなければならない。
- 2 農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 農用地等として利用すべき土地の区域(以下「農用地区域」という。)及びその区域内に ある土地の農業上の用途区分
- (2) 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項
- (2)の2 農用地等の保全に関する事項
- (3) 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進のためのこれらの土地に関する権利の取得の円滑化その他農業上の利用の調整(農業者が自主的な努力により相互に協力して行う調整を含む。)に関する事項
- (4) 農業の近代化のための施設の整備に関する事項
- (4)の2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項
- (5) 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項で、農業経営の規模の拡大及び農用地等 又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進と相まって推進するもの
- (6) 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

#### (農業振興地域整備計画の基準)

- 第10条 農業振興地域整備計画は、農業振興地域整備基本方針に適合するとともに第4条第3 項に規定する計画との調和が保たれたものであり、かつ、当該農業振興地域の自然的経済的 社会的諸条件を考慮して、当該農業振興地域において総合的に農業の振興を図るため必要な 事項を一体的に定めるものでなければならない。
- 2 市町村の定める農業振興地域整備計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設 に関する基本構想に即するものでなければならない。

## 先進事例

## 南アルプス市(山梨県)

#### 農林基盤整備事業の受益者負担の取扱い

農林基盤整備事業の受益者負担の取扱いについては、継続事業は現行の負担率で引き継ぎ、新 規事業は事業採択時に新市において調整することとし、調整方針は次のとおりとする。

(1) 災害復旧事業の農地 工事費に対し補助残の 25%

(2) 県単土地改良事業 工事費に対し5%

(3) その他の土地改良事業 工事費に対し補助残の 10%

農林業振興の一体的取扱い

農林業振興の一体的取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 若草町で実施している「転作特別奨励金」については、新市における転作面積の配分方法と併せて検討する。
- (2) 農振農用地区域については現行のとおり移行し、新市において策定する「農業振興地域整備計画」と併せて調節する。
- (3) 農業経営基盤強化については、新市において「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」及び「地域農業マスタープラン」を策定する。また、継続的事業については、新市に引き継ぐ。
- (4) 遊休農地保全対策については、新市において検討協議会等を設置して新たな施策を定める。
- (5) 農業後継者育成資金の貸付については、当面有利な融資条件に合わせることとし、新市施行後、新たな基準を検討する。
- (6) 森林整備計画については、地域の実情を踏まえる中で、新市の計画を策定する。

#### 農林十木事業の取扱い

農林土木事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 土地改良事業に係る単独補助については、合併時に廃止し新市において新たに検討する。
- (2) 土地改良事業の継続事業については、現行の補助率で新市に引継ぎ、新規事業の補助率 は事業採択時に新市において調整する。
- (3) 農道及び林道については、現状のまま新市に引き継ぐ。

## 富士河口湖町(山梨県)

- (1) 農業基本構想については、新町において旧町村の基本構想を基に策定する。
- (2) 農業振興地域については、新町でのエリア構成による見直しを図る。また、遊休農地解消事業については、新町において引き続き実施する。
- (3) 農林水産関係の継続事業については、新町において調整を図り、引き続き実施する。
- (4) 農道及び林道については、現行のとおり新町の農道及び林道として維持管理する。
- (5) (略)

### かほく市(石川県)

- 1 農業振興計画等については、新市において新たに策定する。ただし、新計画ができるまでの間は、現行のとおり新市において取扱うものとする。
- 2 農業経営基盤強化促進事業については、宇ノ気町の例による。
- 3 農業近代化資金利子補給事業については、高松町の例による。
- 4 中山間地域等直接支払事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 5 標準小作料については、新市において調整する。ただし、新市の標準小作料ができるまでの 間は、現行のとおり新市において取り扱うものとする。
- 6 土地改良事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 7 農林関係事業負担率については、合併時に調整する。
- 8 生産調整については、合併後新市において調整する。
- 9 農道認定路線については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 10 市町村森林整備計画については、新市において新たに策定する。ただし、新計画ができるまでの間は、現行のとおり新市において取扱うものとする。
- 11 林道認定路線については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 12 有害鳥獣駆除については、新市において調整する。
- 13 松くい虫防除事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、町単独事業については、合併時に調整する。
- 14 アメリカシロヒトリ駆除については、合併時に調整する。
- 15 畜産施設環境改善事業については、宇ノ気町の例による。